

第4回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業

最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月29日（水）午後3時20分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎
國光類
長谷川珠子

労働者代表委員 沖田真之
高山伸男
野瀬仁志

使用者代表委員 池田実加
錦織勝輝
松村信

事務局 労働基準部長 政木隆一
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
監察監督官 諏訪雅浩
労災補償監察官 木村弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第4回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申し込みはございませんでした。

まず定足数について報告申し上げます。

本日は、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議について
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

長谷川部会長

本日は昨日に続きまして3回目の金額審議を行います。

本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局から伝達事項がありましたらお願ひします。

黒田室長

それでは、他産業の状況を説明させていただきます。

鉄鋼業が昨日プラス64円、改定額1,166円、法定発効で結審しております。その他の業種につきましてはまだ金額審議中という状況です。

他局の状況ですが、新たに結審した局はございません。以上です。

長谷川部会長

ありがとうございます。

今の説明で何か質問等はありますか。

(特になし)

長谷川部会長

では、審議を始めます。

これまで2回金額審議を行っていただいて、その中で3回ずつ金額の提示がありました、それぞれの最終的に提示されている金額としては、労側からプラス70円、使側からプラス57円ということで、3回目の金額提示があったと思います。

それぞれ金額に誤りはありませんか。また、補足等ありません

か。

(特になし)

長谷川部会長

まだ金額に開きがある状況ですので、本日も話を進めていきたいと思うのですが、労使協議を最初からしていただくという手もありますし、金額提示をしていただいてという方法もありますが、どうしましょうか。

使用者側委員

少し時間をいただいて、我々の中で整理をして、その上で労使協議をさせていただけたらありがたいと思います。

長谷川部会長

分かりました。

では、どれくらい時間をお取りしましょうか。

労働者側委員

10分くらい。

長谷川部会長

では、今、3時25分ですので、3時35分くらいまでにお戻りください。

打合せということなので、それぞれの控え室に移動願います。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

長谷川部会長

それでは、労使協議をしていただくことになりますので、協議が終了しましたらお声がけいただければと思います。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

長谷川部会長

それでは、全体会議を再開します。

では、労使協議の報告をどちらからでも構いませんので、お願ひします。

労働者側委員

では、私の方から報告いたします。

労使協議をさせていただきまして、使側64円、労側66円でここがお互い限界ということでなかなかまとまらなかつたのですが、最終的には65円で、発効日を指定発効にしていただき、1月1日からと発効日をずらすことによって65円で話がまとまりました。

長谷川部会長

今、労側から御説明いただきましたが、使側委員の皆さんから何かありますか。

使用者側委員

間違いないです。

長谷川部会長

ありがとうございます。

労使委員で一致していただいたということで、ありがとうございます。

では、労使協議をしていただいた結果、労使双方から 65 円引き上げとして、全会一致で結論を得ることができました。

ありがとうございます。

発効日についてもお話をしてください、指定日発効として令和 8 年 1 月 1 日発効ということでよろしいでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

では、この結論を会長宛て報告したいと思います。

次に、事務局から今後の日程を説明してください。

黒田室長

本日付けで異議申出に係る公示を行います。公示期間は、11 月 13 日、木曜日までとなります。

また、発効日につきましては、指定日発効として令和 8 年 1 月 1 日発効として処理を進めさせていただきます。

長谷川部会長

では、事務局で報告文案の準備をお願いします。

黒田室長

報告文案を準備いたしますので、お時間をいただけますでしょうか。

(事務局で報告文（案）を準備、委員に配布)

長谷川部会長

それでは再開します。

事務局で報告文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長

それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）読み上げ)

長谷川部会長

皆様、この（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

御了解ありがとうございます。

本年8月4日の第514回審議会において、全会一致の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局で答申文（案）を準備し、配布)

長谷川部会長

では、事務局で答申文（案）を読み上げて下さい。

黒田室長

答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）読み上げ)

長谷川部会長

答申文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長

では、この内容で（案）を取りまして、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第50号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長

それでは、答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木基準部長

皆さん、大変お忙しいところ、4回にわたり御審議いただきましてありがとうございました。皆さんの真摯な御議論の結果、全会一致にて結審いたしましたので、速やかに公示等の手続きを行いまして、発効してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

長谷川部会長

お忙しい中、皆さんの熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。全会一致になりましたこと、ありがたく思っております。

そのほかに何かありませんか。

(特になし)

長谷川部会長

それでは、これをもちまして今年度の岡山県船舶製造・修理業、
舶用機関製造業最低賃金専部会での審議を終わります。
委員の皆さん大変お疲れ様でした。